

平成30年度

あかしこども応援助成金

地域のこども支援活動に助成！

応募要領

《 募集期間 平成30年5月15日（火）～6月8日（金） 》

あかしこども応援助成金とは

こども財団では、これまで市が実施していた「こども基金助成金」を引継ぎ、市内で行われる市民グループによる子どもへの支援活動に対して助成します。

助成の対象となる活動

児童健全育成や子育て支援活動を直接の目的として、市民グループが主体的、自主的に実践していく活動で、継続的に展開されるものを原則とします。

ただし、営利、政治的又は宗教的活動を目的とする活動は対象外です。

なお、児童健全育成活動、子育て支援活動とは次のような活動をいいます。

◇児童健全育成活動：地域における児童虐待や青少年非行の防止、早期発見、早期対応に資する活動

◇子育て支援活動：地域における次代の親の育成の視点からの活動や子育ての不安や負担感を軽減するための活動

助成の対象となる活動の実践期間

平成30年4月1日から平成31年2月28日までの間に実施する活動を助成対象とします。（地域学習支援コースは平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）

助成コース内容

コース区分	団体要件	活動要件	助成金額
① チャレンジ	子どもへの支援活動を行っている市内在住の方5名以上で構成されたグループ	上記に記載のとおり	上限10万円 （概ね10グループ）
② サポート			上限5万円 （概ね35グループ）
③ 地域学習支援		上記要件かつ下記詳細説明記載の活動の実施を要件とする。	上限20万円 （概ね5グループまで）

④ 地域指定事業	子どもへの支援活動を行っている市内在住の方5名以上で構成されたグループ	上記要件かつ指定する地域（藤江地区・八木地区）での実施を要件とする（下記詳細説明参照）。	上限10万円 （概ね2グループ）
⑤ こんにちは赤ちゃん地域交流会事業		上記要件かつ下記詳細説明記載の活動の実施を要件とする。	上限5万円 （概ね4グループ）
⑥ 多世代・シニア交流事業		上記要件かつ下記詳細説明記載の活動の実施を要件とする。	上限5万円 （概ね2グループ）
⑦ パパいきいき事業			上限5万円 （概ね2グループ）
⑧ 未来のパパ・ママ事業	市内の同一高等学校に在籍する生徒で構成されたグループ	生命の尊さ、家庭の大切さについて理解を深めるため、生徒自らが主体的、自主的に計画し、実践していく活動	上限4万円 （概ね7高等学校）

◆ 助成コースの詳細説明（③～⑦）

③ 地域学習支援コース

☆ 地域の子どもの学習支援を行う。

- ・ 助 成 数：概ね5グループ
- ・ 対 象 者：小学1年生～3年生の児童
学校に行きにくい子や家庭内で学習できる環境にない子の支援を中心とするが、幅広く地域の子どもたちの学習支援を行うこと
- ・ 実施場所：自治会館等
- ・ 活動回数：週1回以上開催すること
- ・ そ の 他：スタッフの専門性は必要としない。学習できる場所づくりを目指すこと

④ 地域指定事業

☆ 市民活動団体の少ない指定する地域で活動を行う。

- ・ 指定地域：藤江地区、大久保町八木地区
- ・ 対 象 者：地域の子どもやその保護者
- ・ 実施場所：グループで会場を確保すること
- ・ 活動回数：定期的に活動を行うこと
- ・ そ の 他：地域で新たな活動を実施し、継続すること

⑤ こんにちは赤ちゃん地域交流会事業

☆ 概ね生後5か月から1歳程度の子を持つ家庭が、同年代の子を持つ家庭と交流し、地域とのつながりを持ちながら生活することにより、安心して子育てできる環境・地域づくりにつなげることを目的とした交流会を開催する。

- ・ 実施単位：小学校区（自治会単位は不可とする）
- ・ 対 象 者：（必須）概ね生後5か月～1歳程度の児童を持つ家庭
（任意）概ね1歳～就学前の児童を持つ家庭
- ・ 周知方法：チラシ等を作成し、自治会での回覧を活用するなど、地域独自の周知方法を工夫すること
- ・ 内 容：参加者同士の交流及び参加者と地域をつなぐ内容を盛り込むこと
- ・ そ の 他：期間中に複数回実施すること

⑥ 多世代・シニア交流事業

☆ 祖父母世代と孫世代と一緒に参加できる内容や、祖父母世代が今どきの子育てに触れることができる内容など、シニア世代と子ども世代の交流を図る活動を行う。

- ・ 助 成 数：2グループまで
- ・ 対 象 者：子育て世代やシニア世代
- ・ 活動回数：年6回以上開催すること
- ・ そ の 他：子どもからシニアまでの多世代が参加できる活動を行うこと

⑦ パパいきいき事業

☆ 父子で参加できる活動を中心に、父親の子育てへの関わり方を学ぶ活動など、男性の育児参加を促す活動を行う。

- ・ 助 成 数：2グループまで
- ・ 対 象 者：就学前までの子どもとその父親、これから親になる男性
- ・ 活動回数：年6回以上開催すること
- ・ そ の 他：

◆ 注意事項

- 1 チャレンジコースの助成は、1グループにつきそれぞれ3回を限度とし（平成25年度からの市の「こども基金助成金」より起算）、その後は同コースへ申請できませんので、ご注意ください。
- 2 助成を希望されるグループは、申請書に活動計画書、収支予算書、グループの概要及び構成員名簿などを付けてご提出ください。申請書や活動計画書などを審査し、助成の適否、助成の額を決定します。
- 3 ①・②のコースは、いずれか1つを選んでください。1グループ 1 コースのみ申請できます。（注1の場合を除く）
- 4 ③～⑦のコースは、他のコースとは別に申請できます。
- 5 構成メンバーや対象者が同等のグループは、1グループとみなします。
- 6 同一の事業で、あかしこども財団の他の助成金を受けることはできません。

助成の流れ

活動の公募
平成30年5月15日～6月8日

○助成を希望する団体は、助成金交付申請書に活動計画書などを添えて提出いただきます。

審査
6月下旬

○申請書や活動計画書などを審査し、助成の適否、助成の額を決定し、通知します。

助成活動の決定・通知
7月上旬

助成金の請求・支払

○助成決定された団体は、請求を行います。
また、請求後、助成金が支払われます。

活動の実施
(平成30年4月1日～平成31年2月末)

○助成決定された団体は、活動を行います。

実績報告書の提出・助成金の精算

○活動終了後10日以内に実績報告書等を提出いただきます。
内容を審査し、助成金の精算を行います。

応募方法

平成30年6月8日（金）までに、助成申請書をあかしこども財団まで直接提出してください。郵送でも受け付けますが、6月8日（金）必着とします。

【申請書の提出先】

あかしこども財団

〒673-0891 明石市大明石町1丁目6番1号 明石駅前再開発ビル5階

TEL 078-920-9670、FAX 078-920-9671

※ 申請書の記入方法等については、お気軽にお問合せください。

※ 助成申請書は、下記窓口で配布します。

あかしこども財団（駅前再開発ビル5階）、行政情報センター（市役所2階）、各市民センター、各サービスコーナー、各小学校区・中学校区コミセン等

なお、あかしこども財団のホームページからもダウンロードできます。

助成グループの決定方法

次のような基準に基づいて審査し、7月上旬に助成の適否、助成額を決定し、通知します。

《主な審査基準》

① 必要性

なぜ、その問題等に取り組まねばならないかが明確であるか。ニーズ、現状分析を正確に把握しているか など

② 公益性

その活動に公益性が認められるか など

③ 実現性

活動計画やスケジュールが適切であるか。課題解決の具体的手法が目的実現に合致しているか など

④ 効果性

児童健全育成、子育てにおける課題の解決への効果が大きいかなど

⑤ 発展性・継続性

対象となる活動に継続性があり、今後さまざまな活動に広がる可能性があるか。より活動の水準を高め、幅広い活動にしていこうとしているかなど

⑥ 独創性

新しいアイデアの導入、地域特性を活かしているか。地域独自の社会資源の活用などが図られているかなど

活動成果報告会

来年3月頃に、助成を受けて実践されたグループの活動成果報告会の開催を予定しています。

助成金の支払い

活動完了後10日以内に、実績報告書を提出していただきます。

提出された実績報告書を確認のうえ、助成金の精算を行います（助成金の交付額が実支出額を上回るときは、その差額を返還していただきます。）

助成の対象経費

次表に示す経費については、「対象経費」とします。ただし、平成30年4月から平成31年2月までのうち、各グループが申請した期間に直接支払った費用を対象とします。

項 目	内 容
需 用 費	・ 事務用品、文房具、活動資材購入費(工作材料、調理材料、絵本や紙芝居購入費など)など ※ 商品単価が1万円未満のもの
印 刷 費	・ 資料、チラシ作製費など
保 険 料	・ 活動上必要となる保険の掛金 ※ メンバーとその家族を対象とする保険は対象外となります
使 用 料	・ 施設の使用料、駐車場使用料など
通 信 費	・ 郵送費(切手・はがき代など)、電話料金(事前に各グループで基準となる料金を決めておいてください)など
謝 礼 金	・ 研修会等における講師謝礼金 ※ メンバーへの謝礼金は対象外となります。
旅 費	・ メンバーと講師への旅費 ※ 参加者の旅費は対象外となります。 ※ 旅費は実費支払いを原則とします。
そ の 他	・ 財団が必要と認める経費

助成の対象外の経費

次表に示す経費については、「対象外経費」とします。

項 目	内 容
人 件 費	・ 日当、謝礼その他名称の如何を問わず、グループメンバーに係るもの。
食 糧 費 (飲食費)	・ 参加者、講師等に対する弁当代などの食糧費 ・ 会食に係る経費 ※ 飲物代(1組1回 200円程度)、活動に要する食材費は対象とします。
参加者記念品代	・ 参加者に対する記念品や参加賞など ・ 不特定多数の人に配分するものを購入するための経費 ※ 次の例に示すような場合は、対象経費として扱いますので、事前にご相談ください。 (例)啓発活動を行うために配布する啓発資材の購入 など
宗教的・政治的要 素のある経費	・ 宗教的活動、政治的活動のための経費 ・ 玉串料など宗教団体等に支払われる経費 ・ 政治団体等に支払われる経費 ・ その他、慶弔費や見舞金などの経費
備 品 購 入 費	・ 単価が1万円以上の物品、事務用品を購入するために要する経費
予 備 費	・ 事業を実施するにあたって、具体的な用途が定まっていない経費
そ の 他	※ 助成対象経費でも、領収書が無いなど用途が不明な経費や、領収書の宛名が異なるもの、領収印が無いものは、助成の対象外となります。

【申請書の提出・お問合せ先】

あかしこども財団

〒673-0891 明石市大明石町1丁目6番1号 明石駅前再開発ビル5階

TEL 078-920-9670 FAX 078-920-9671

E-mail info@akashi-kodomo-zaidan.jp

※ 休所日:日曜日及び月曜日

